

役員等を早めに選任する場合の注意点 ～ 3月以前の選任と4月以降の選任で任期の終わりが変わります～

2020年11月号

町田市 地域福祉部 指導監査課 (町田市庁舎7階 窓口番号703)

電話 番号 : 042-724-4094 (法人担当)

電子メール : fukushi040@city.machida.tokyo.jp

町田市ホームページ : <http://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/ninka-sidou/index.html>

<http://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/ninka-sidou/index.html>

読んで得する



2021年の役員及び評議員の選任の流れを社会福祉法人ニュース2020年10月号でお伝えしました。しかし、様々な事情により、役員等を早めに選任したいと考えている法人もあるかと思えます。ここでは、決算時期より前に選任する際の注意点についてまとめましたので、ぜひご活用ください。

役員等及び評議員の任期は以下のとおり定められています。

評議員：選任後4年（定款に定めのある場合は6年）以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで※1

役員（理事・監事）：選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで※2

任期のはじまりは、「選任された日」※3です。よって、会計年度終了前（3月以前）に選任する場合と、会計年度終了後（4月以降）に選任する場合で、任期の終わりが1年変わります。

※任期途中で辞任した人の代わりに選任された人は、「補欠」として、前任者の任期を引き継ぐことができます。

【例】 選任日の違いによる評議員の任期の違い



Aさん：2021年3月31日までに評議員を選任した場合の任期

Bさん：2021年4月1日以降に評議員を選任した場合の任期

※1 社会福祉法
(評議員の任期)
第41条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までを延長することを妨げない。

2 前項の規定は、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとするを妨げない。

※2 社会福祉法
(役員(理事)の任期)
第45条 役員(理事)の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を短縮することを妨げない。

※3「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ&A問33